

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06 - 6208 - 9996 ）
処分課（担当）名	動物愛護相談室
処分の名称	鳥獣の捕獲許可
概 要	イタチやカラスなど野生鳥獣により生活環境被害を受けており、その防除措置を施しても被害の軽減が図れない場合、その土地の管理者等あるいは管理者等から委託を受けた業者が申請し、当該野生鳥獣を捕獲することが出来ます。なお、野生鳥獣を許可を受けずに捕獲することは法違反となります。
根拠法令等 及び条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項
審査基準	申請に係る捕獲等又は採取等が次のいずれかに該当する場合は、許可を与えない。 一 捕獲等又は採取等の目的が第一項に規定する目的に適合しないとき。 二 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき（鳥獣の管理の目的で捕獲等又は採取等をする場合であって、環境省令で定める場合を除く。） 三 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。 四 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は環境省令で定める区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。
標準処理期間	処分の性質上、標準的な期間を設定することはできません。
経由日数	なし
提出先	動物愛護相談室
提出時期	随時
提出方法	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵等の採取等の許可申請書に添付書類を添えて、動物愛護相談室に提出してください。
手数料	なし
相談窓口	動物愛護相談室
ホームページ	
備 考	